

突然の取引先倒産で

慌てないために知っておきたい

「中小企業倒産防止共済」

の内容&上手な利用術



税理士・中小企業診断士 野村幸広

キ リ ト リ

最近、取引先の倒産によって自らも倒産に陥る“連鎖倒産”が増えているといわれています。これを防ぐ方法の一つに、「中小企業倒産防止共済制度」への加入が挙げられます。

この「中小企業倒産防止共済制度」とは、連鎖倒産や著しい経営難に陥ることを防ぐための制度で、万一の事態が起きたときに資金の貸付を受けることができる共済制度です。

不況が長引くこの時世ですから、このような制度を上手に活用して不測の事態に備えたいものです。

ここでは、「中小企業倒産防止共済制度」の詳しい内容や、利用する際の注意点を解説します。

【中小企業倒産防止共済制度】

は何のための制度?

中小企業倒産防止共済制度を理解するには、企業倒産のさまざまなもの原因を

知つておく必要があります。

2003年版中小企業白書では、企業の倒産原因を「販売不振」「赤字累積」「金融機関の融資引締め・拒絶」「放漫經營」「過小資本」「連鎖倒産」「その他」の七つに分類しています。

中小企業倒産防止共済制度は、このうちの「連鎖倒産」を防止するために設けられた制度で、経済産業省の関係

団体である中小企業総合事業団が運営しています。

実際の加入申込等は、商工会議所、商工会連合会、商工会などの団体、銀行、信用金庫などの金融機関で取り扱っています。

ところで、「連鎖倒産」とはどのような倒産を指すのでしょうか？中小企業総合事業団のホームページでは、「取引先事業者の倒産の影響を受けて、中小企業者が倒産する事態」と定義しています。取引先には得意先と仕入先があります

ですが、ここでいう「取引先」は「得意先」と同じ意味と捉えてください。

いい換えると、「中小企業倒産防止共済制度」とは「業者相手の企業が、得意先業者の倒産（＝売掛金や受取手形などの代金回収困難）による資金不足から、倒産又は経営危機に陥ることを防止するための制度」ということができます。

ですが、ここでいう「取引先」は「得意先」と同じ意味と捉えてください。いい換えると、「中小企業倒産防止共済制度」とは「業者相手の企業が、得意先業者の倒産（＝売掛金や受取手形などの代金回収困難）による資金不足から、倒産又は経営危機に陥ることを防止するための制度」ということができます。

●共済金の貸付

第一のメリットは、何といっても「必要なときに必ず資金を貸してくれる（＝共済金の貸付）」ことです。

冒頭で紹介ましたが、倒産原因の一つに「金融機関の融資引締め・拒絶」があるほどです。日常どんなに金融機関と良好な関係を築いていたとしても、万が一のときに支援が得られるかどうかは分かりません。

この共済制度を利用すれば、万一大の事態が起ったときは確実に資金を調達することができます。また、金融機関の貸付とは異なり、無担保・無保証で貸付が可能になります。

保険ではありませんので、万が一のときに返済不要の保険金が支払われるわけではありません。

では、この制度に加入するメリットは、どんなところにあるのでしょうか？

はどんなところにあるのでしょうか？

「中小企業倒産防止共済制度」のメリット

中小企業倒産防止共済制度の内容をひと言でまとめると、次のようになります。

万が一取引先が倒産して販売代金回収が困難となつた場合にはお金を貸します（＝共済金の貸付）。ただし、毎月一定額の掛金を支払うことを条件とし、貸付金額は支払った

掛金総額の10倍を限度とします。

保険ではありませんので、万が一のときに返済不要の保険金が支払われるわけではありません。

では、この制度に加入するメリットは、どんなところにあるのでしょうか？

はどんなところにあるのでしょうか？

はどんなところにあるのでしょうか？

保険ではありませんので、万が一のときに返済不要の保険金が支払われるわけではありません。

では、この制度に加入するメリットは、どんなところにあるのでしょうか？

はどんなところにあるのでしょうか？

保険ではありませんので、万が一のときに返済不要の保険金が支払われるわけではありません。

「中小企業倒産防止共済制度」を利用する際の注意点

よふことばかりご紹介してきましたが、この「中小企業倒産防止共済制度」は連鎖倒産防止に万能の制度というわけではありません。カバーできるリスクの限界をよく知つて利用することが大切です。

●貸付額には上限がある

もつとも大きな注意点は、共済金の貸付最高限度額は3200万円だという点です。ですから、この限度額以上の回収不能リスクに備えることはできません。

また、制度に入ればいつでも取引先倒産時に3200万円の貸付を受けることができるわけではありませんので注意が必要です。貸付の上限は「掛金総額の10倍の範囲」にはあります。

このようにして、

その他の、中小企業倒産防止共済制度の詳細については、中小企業総合事業団がホームページ（左記参照）でQ&Aを紹介しています。さらに詳しく知りたい人はチェックしてみるとよいでしょう。

中小企業倒産防止共済制度Q&A
http://www.jasmeec.go.jp/kyosai/c_husyou/menu.html

倒産防止するための
その他の公的制度

中小企業金融公庫や国民生活金融公

開内」です。正確には、「回収が困難となつた売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額」のいずれか少ない額の範囲内で、契約者が請求した額」となります。

たとえば、掛金総額が100万円の時点では、1000万円と売掛金債権等の額のうち、いずれか少ない金額までしか借りることができません。

なお、掛金は月額5000円から8万円の範囲内（5000円きざみ）で加入者が自由に選択できます。

最高限度額3200万円の貸付を受ける権利を確保するためには、総額で320万円の掛金が必要ですから、最短でも40ヶ月の掛金納付が必要ということになります。

●加入後6ヶ月以上経過しなければ貸付を受けることができない

「今、そこにある危機」への対応にも限界があることを知つておいた方がよ

くことでした。

庫では、さまざまな原因による倒産を防止するため、各種の特別貸付制度を設けています。

一例として、国民生活金融公庫の場合、次のような貸付を取り扱っています。

・倒産対策資金（連鎖倒産防止）
・経営支援資金、運転資金円滑化資金（販売不振や赤字累積による倒産防止）



●のむら ゆきひこ

1992年早稲田大学法学部卒業。同年税理士試験合格。会計事務所勤務、税理士・社労士などの共同事務所経営を経て、2001年中小企業の会計・税務・意思決定支援を目的としたノムラ・コンサルティング・オフィスを開業。2002年中小企業診断士認定。

興味のある人は、この機会に政府系

金融機関や会社所在地の都道府県・市町村のホームページを訪れてみるとよいでしょう。

倒産防止に関係しそうな制度融資の

ホームページを「お気に入り」に追加

いでしよう。
共済金の貸付要件の一つに、「制度に加入してから6ヶ月以上経過」といふものがあります。

取引先が倒産しそうだから…と制度に加入しても、半年以内にその取引先が倒産するリスクまではカバーできません。

このとき、手持ちの手形を提示するのであれば問題ありませんが、割引に付した手形で共済金の貸付請求を行なう場合は、割引を依頼した金融機関の協力が必要になります。

したり、プリントアウトしたりして、万が一のときにすぐ参考できるよう準備してみてはいかがでしょうか？

時点では「寝返り」「お座り」程度の技でした。最近は「バイバイ」をするようになります。本能のみで生きるところから